平成２６年（フ）第９０号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目17番23号
サンシテイ武庫之荘301号
債務者　池上　亜希
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８号
兵庫県姫路市飾磨区英賀西町１丁目59番地
債務者　金子こと　李　　福順
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１７７号
広島市南区皆実町３丁目12番24―202号
債務者　黒瀬　裕子（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７号
広島県三原市西野５丁目13番４―103号
債務者　中原　孝司
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２５年（フ）第１８６号
北九州市門司区稲積１丁目５番21―105号、前住所山口県下関市豊田町大字矢田100番地２
債務者　宮田　美恵
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
山口県下関市川中豊町２丁目１番10号
債務者　廣石　尚子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
愛媛県松山市南吉田町1032番地２　コンフォート南吉田102号
債務者　岩﨑　　司
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５号
愛媛県松山市高浜町１丁目乙60番地311
債務者　楠元大太郎
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
愛媛県松山市三津１丁目８番31号
債務者　田川　　孝
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８号
愛媛県松山市別府町180番地２　第二池田マンション205号
債務者　井口　雅博
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２号
愛媛県松山市保免中３丁目４番16号　スカイピア保免406号
債務者　高野　由佳
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６号
愛媛県松山市清水町４丁目15番地８　メゾン・ドゥ・トゥモロー205号
債務者　杉野　　勉
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９２号
福岡県柳川市三橋町柳河397番地５
債務者　長谷川とよ子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第８号
福岡県筑後市大字長浜1152番地　県営住宅長浜団地４棟301号
債務者　城後　愛弓
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第３４１号
佐賀県神埼市神埼町鶴3793番地１レオパレスＹＡＭＡＴＯⅢ106
債務者　鈴木理紗恵
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
佐賀県佐賀市川副町大字小々森471番地１
債務者　蒲原　彰伸
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺483番地５　コーポ国分Ａ202
債務者　羽根　裕二
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係